

お知らせ

除雪作業中の事故に注意を

除雪の事故によって毎年多くの死傷者が出ています。「雪下ろしには慣れている」という過信や油断はありませんか。事故防止のためにも次の点に注意して、安全な除雪作業をしましょう。

- ▽作業は家族、隣近所にも声をかけ、2人以上で行いましょう。
- ▽晴れの日ほど要注意。屋根の雪がゆるんでいます。
- ▽雪下ろしの際、命綱とヘルメットを準備し、はしごの固定を忘れずに行いましょう。
- ▽万一の転落に備え、建物の周りには雪を残しましょう。

総務課危機管理班  
☎62-1111

国民年金基金であなたの年金を増やしませんか

国民年金基金は、老年基礎年金の上積み年金として給付を行う公的な年金制度です。

年金額をご自分で設計して増減することも可能で、掛け金は全額「社会保険料控除」の対象となり、受け取る年金にも「公的年金等控除」があるなど、税制面でも優遇されています。

加入条件は次の三つです。

- ①国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている方
  - ②秋田県内に住所のある方
  - ③20歳～60歳未満の方
- ☎0120-654192

歩行型除雪機による事故を防ごう

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、使用者の責任で正しく安全に作業しましょう。

- (1)人がいる時は使わない!
- (2)雪かき棒を使いましょう!
- (3)エンジンを掛けたまま離れない! 作業時以外は、必ずエンジンを停止してください。
- (4)後方に注意!

後進する時は、足元や後方の障害物に気をつけてください。

冬季労働災害防止キャンペーン

足元と周りをチェックして転倒災害、交通事故を防止しましょう。

☎0334330415

平成24年度「国有林モニター」の募集

東北森林管理局は、国有林の管理・経営に皆様の声を役立てていくため、モニターを募集しています。

募集人員 数十名程度  
募集期間 1月4日(水)～31日(火)  
任期 2年間  
(平成24年4月～平成26年3月)

内容 アンケートへの回答、現地見学会・国有林モニター会議への出席など

※応募資格・応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

☎0188362274

▽通路、作業面の除雪を励行し安全通路を確保する。

▽凍結した路面には、融雪剤を散布する等の凍結防止措置を行う。

▽服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。

▽冬用タイヤを早期に装着する。

▽急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行わない。

▽橋の上、トンネル内、その出入口、日陰に入る前に減速する。

☎01888626683

環境講座「災害に強い暮らしを考えよう」

何時起こるか分からない災害に対する備えは、普段から心掛ける必要があります。近年の自然災害やそれらに対する防災体系を知り、暮らしのあり方を学びましょう。

日時 1月28日(土)13時～15時30分  
場所 交流センター

内容 講演「地域防災について」  
講師 秋田県総合防災課 副主幹 小松 伊太郎氏

講演「災害から学ぶライフスタイル」  
講師 県立大学木材高度加工研究所 准教授 渡辺 千明氏

参加費 無料

☎あきたエコマイスター  
県北協議会事務局  
☎630656

指定管理者の指定に関する公表

■施設の名称 北秋田市地域福祉センター  
■指定管理者 社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会(北秋田市花園町16番地1)／代表者:会長 高坂祐司  
■指定期間 平成24年4月1日～平成30年3月31日(6年間)  
■審査経過及び審査結果の概要 募集期間:平成23年10月3日～11月11日  
選定委員会:平成23年11月16日  
応募団体:1団体  
審査結果:指定管理者の候補者として妥当であると認定

■施設の名称 サテライトステーションつづれこ  
■指定管理者 社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会(北秋田市花園町16番地1)／代表者:会長 高坂祐司  
■指定期間 平成24年4月1日～平成30年3月31日(6年間)  
■審査経過及び審査結果の概要 募集期間:平成23年10月3日～11月11日  
選定委員会:平成23年11月16日  
応募団体:1団体  
審査結果:指定管理者の候補者として妥当であると認定

市議会の議決日 平成23年12月16日議決  
☎高齡福祉課高齡福祉班 ☎62-6639

「農業委員選挙人名簿登載申請書」を送付しました

(記載注意事項を確認のうえ、返送ください)

北秋田市農業委員会では、農業委員の選挙人名簿の作成のため、12月下旬に申請書を送付しました。

選挙人名簿に登載される人は、北秋田市に住所を有して平成4年4月1日以前に生まれた方で、次の条件を満たす方です。

- ① 10a以上を耕作する農業経営者
- ② ①の同居親族か配偶者で年間におおむね60日以上耕作に従事する人

▼同封の記載注意事項を確認のうえ、平成24年1月10日(火)までに返送をお願いします。

▼①②に該当する方で通知が届かない場合はご連絡ください。

☎農業委員会事務局 ☎62-6609



農業用免税軽油の仮受付を行います

農業用免税軽油制度は農業用機械の燃料として使用する軽油を免税価格で購入できる制度です。

免税軽油制度は平成24年3月末をもって終了予定ですが、現在、制度の継続について検討中であり、制度が継続となった場合に備え仮受付を行うものです。

(注)制度継続にならなかった場合は、申請を行っても免税証は交付されません。制度継続の場合、免税証の交付は平成24年4月以降になります。

日時 2月2日(木)～3日(金)  
午前・9:30～11:30 午後・13:00～15:30  
場所 北秋田地域振興局3階 第2会議室  
北秋田市鷹巣字東中岱76-1  
※今年度、場所が変更になっていますのでご注意ください。

☎北秋田地域振興局 県税部課税課  
☎0186-49-2211

交付申請に必要な書類等		新規	更新	継続	書換
1	免税軽油使用者証		○	○	○
2	使用する機械の購入等証明書	○			○
3	誓約書	○	○		
4	免税証交付申請書	○	○	○	○
5	共同申請明細書 ※共同申請の場合は○	※	※	※	※
6	免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○
7	免税軽油の引取りを証明する納品書や購入証明書など		○	○	○
8	耕作面積の証明書 ※共同申請は全員分	○	○	○	○
9	印鑑(認印でも可) ※共同申請は全員分	○	○	○	○
10	未使用免税証(残券)		○	○	○